

東京都

漁 番	港 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
2010010		泉津	センス	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S26.7.10	H2.8.18	離島	国境離島	
2010020		差木地	サンキジ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S30.10.21	H1.4.17	離島	国境離島	
2010030		野増	ノマシ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S27.6.23	H2.8.18	離島	国境離島	
2010040		元町	モトマチ	1	大島町(大島)	東京都	元 町		○	○		S26.7.10	S63.12.17	離島	国境離島	
2010050		岡田	オカタ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○	○		S27.7.29		離島	国境離島	
2010060		羽伏	ハブシ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま					S27.7.29	H26.5.29	離島	国境離島	
2010070		若郷	ワカゴウ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま		○			S27.6.23		離島	国境離島	
2010080		野伏	ノブシ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま					S26.7.10	H2.7.2	離島	国境離島	
2010090		小浜	コハマ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま					S27.6.23	S52.2.24	離島	国境離島	
2010100		大久保	オオクボ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島			○		S27.7.29	H2.7.2	離島	特定国境離島	
2010110		湯の浜	ユノハマ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島					S30.10.21	H1.10.25	離島	特定国境離島	
2010120		伊ヶ谷	イガヤ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島					S27.6.23	H16.7.16	離島	特定国境離島	
2010130		出鼻	デバナ	1	八丈町(八丈島)	八丈町	八 丈 島					S29.10.30		離島	特定国境離島	
2010140		洞輪沢	ホウワザワ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島		○			S27.6.23	H2.8.18	離島	特定国境離島	
2010150		中ノ郷	ナカノゴウ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島					S27.6.23		離島	特定国境離島	
2010170		ナツマド	ナツマド	1	八丈町(八丈島)	八丈町	八 丈 島					S27.6.23		離島	特定国境離島	
2020010		坪田	ツボタ	2	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島					S26.7.10		離島	特定国境離島	
2040010		阿古	アコ	4	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島		○			S26.7.10	H27.3.26	離島	特定国境離島	
2040020		神湊	カミト	4	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島		○	○		S26.7.10	S52.11.30	離島	特定国境離島	
2040030		八重根	ヤエネ	4	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島		○	○		S26.7.10	H10.5.8	離島	特定国境離島	
2040040		三浦	ミウラ	4	神津島村(神津島)	東京都	神 津 島	2				S30.10.21	S53.7.8	離島	国境離島	
2040050		二見	フタミ	4	小笠原村父島	東京都	小笠原島					S45.6.15	H27.3.26			
2040060		母島	ハハジマ	4	小笠原村母島	東京都	小笠原母島					S63.3.31	H27.3.26			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。